

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公開番号】特開2008-42919(P2008-42919A)

【公開日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-007

【出願番号】特願2007-203678(P2007-203678)

【国際特許分類】

H 04 W 76/02 (2009.01)

【F I】

H 04 B 7/26 109 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線デバイスにおける方法であって、該無線デバイスは、無線ネットワーク内で動作し、該方法は、

該無線ネットワークに第1の通信を送信することであって、該第1の通信は、1つ以上の基準によって重要であると決定される、ことと、

該無線ネットワークから第2の通信を受信することと、

該第2の通信に応答することを制約するために、通信制約が、該無線ネットワークによって課されているかどうかを決定することと、

該通信制約がある場合、

該第2の通信が、該第1の通信を送信した後に所定の期間内に受信されたかどうかに基づいて、該通信制約に関わらず、該第2の通信に応答すべきかどうかを決定することと、

応答されるべきと決定された場合、該通信制約に関わらず、該第2の通信に応答することと

を含む、方法。

【請求項2】

前記第1の通信は、緊急コールセンタへの通信を含み、かつ／または

前記第2の通信は、ページである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1の通信を送信した後に、タイマを開始することであって、該タイマは、前記所定の期間後に満了すること

をさらに含み、

前記第2の通信が、前記第1の通信を送信した後に該所定の期間内に受信されたかどうかを決定することは、該第2の通信が受信されたときに、該タイマが依然として稼動しているかどうかを決定することを含む、請求項1または請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記所定の期間を示すシステム情報メッセージを受信することと、

該所定の期間が前記無線通信ネットワークによって指示されていない場合に、所定の一定値を用いることと

をさらに含む、請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 5】

前記通信制約が課されているかどうかを決定することは、
前記無線デバイスが、禁止されているアクセスクラスに属するかどうかと、該無線デバイスが、アイドルモードであるかどうかとを決定すること
を含む、請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 6】

前記無線デバイスが、禁止されているアクセスクラスに属するかどうかを決定することは、

禁止されている任意のアクセスクラスの指示を含むシステム情報メッセージを受信することと、

該システム情報メッセージが、該無線デバイスが属するアクセスクラスが禁止されていることを指示しているかどうかを決定することと

を含む、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

前記通信制約に関わらず、前記第 2 の通信に応答することは、

前記無線ネットワークへの接続を確立することと、

該接続を介して、該第 2 の通信への応答を送信することと

を含む、請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 8】

前記接続は、RRC (Radio Resource Control) 接続であり、
該 RRC 接続を確立することは、RRC CONNECTION REQUEST メッセージを送信することを含む、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記第 2 の通信を受信することは、前記通信制約に関わらず、該第 2 の通信に応答すべきかどうかを決定するための前記無線デバイス向けの情報を受信することを含み、

該通信制約に関わらず、該第 2 の通信に応答すべきかどうかを決定することは、該情報にさらに基づく、請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 10】

前記無線デバイス向けの前記情報は、重要性の指標を含み、

前記通信制約に関わらず、前記第 2 の通信に応答すべきかどうかを決定することは、該重要性の指標に基づく、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記情報は、前記第 1 の通信の後どれくらいの間その後の通信が重要であると考えるべきかを示すタイマ情報を含み、

前記通信制約に関わらず、前記第 2 の通信に応答すべきかどうかを決定することは、該タイマ情報をに基づく、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 12】

前記無線ネットワークからメッセージを受信することであって、該メッセージは、前記通信制約に関わらず、前記第 2 の通信に応答すべきかどうかを決定するための前記無線デバイス向けの情報を含む、ことをさらに含み、

該通信制約に関わらず、該第 2 の通信に応答すべきかどうかを決定することは、該情報にさらに基づく、請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 13】

前記第 2 の通信に応答することを制約するために、通信制約が、前記無線ネットワークによって課されているかどうかを決定することは、

該第 2 の通信が、該無線ネットワークによって禁止されたアクセスクラスを用いて、受信されたかどうかを決定することを含む、請求項 1 ~ 請求項 12 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 14】

コンピュータで実行可能な命令を有するコンピュータ読み出し可能な媒体であって、該

命令は、プロセッサ上で実行するために、該媒体上に格納され、コンピューティングデバイスに、請求項1～請求項13のいずれか1項に記載の方法をインプリメントさせる、コンピュータ読み出し可能な媒体。

【請求項15】

請求項1～請求項13のいずれか1項に記載の方法をインプリメントするように構成された無線デバイス。

【請求項16】

無線デバイスが通信に応答することを制約するために、通信制約を課すことと、
第1の通信を受信することと、

1つ以上の基準に基づいて、該第1の通信が重要かどうかを決定することと、

該第1の通信が1つ以上の基準によって重要であると決定された場合に、該通信制約に
関わらず、第2の通信に応答すべきかどうかを決定するために、該無線デバイス向けの情報
を送信することと、

該第2の通信を送信することと
を含む、方法。

【請求項17】

前記通信制約に関わらず、前記第2の通信に応答すべきかどうかを決定するために、前記無線デバイス向けの情報を送信することは、該第2の通信の一部として、該情報を送信
することを含む、請求項16に記載の方法。

【請求項18】

前記通信制約に関わらず、前記第2の通信に応答すべきかどうかを決定するために、前記無線デバイス向けの情報を送信することは、前記通信とは異なるメッセージの一部として、該情報を送信
することを含む、請求項16に記載の方法。

【請求項19】

前記情報は、重要性の指標を含む、請求項16～請求項18のいずれか1項に記載の方法。

【請求項20】

前記情報は、前記第1の通信の後、どのくらいの時間、前記無線デバイスが前記第2の
通信に応答することを許可されるかを指示するタイミング情報を含む、請求項16～請求
項18のいずれか1項に記載の方法。

【請求項21】

前記通信制約を課して、前記無線デバイスが前記通信に応答することを制約することと
、アクセスクラスを禁止することを含み、

前記第2の通信を送信することは、禁止された該アクセスクラスを用いて、該第2の通信
を送信することを含む、請求項16～請求項20のいずれか1項に記載の方法。

【請求項22】

請求項16～請求項21のいずれか1項に記載の方法をインプリメントするように構成
されたネットワーク。

【請求項23】

コンピュータで実行可能な命令を有するコンピュータ読み出し可能な媒体であって、該
命令は、プロセッサ上で実行するために、該媒体上に格納され、コンピューティングデバ
イスに、請求項16～請求項21のいずれか1項に記載の方法をインプリメントさせる、
コンピュータ読み出し可能な媒体。